

公開前規制の見直しに伴う「上場前の公募又は売出し等に関する規則」等の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

1 . 上場前の公募又は売出し等に関する規則の一部改正新旧対照表	1
2 . 上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	9
3 . 株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表	25

上場前の公募又は売出し等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(第三者割当等による新株発行に関する規制)</p> <p><u>第17条 新規上場申請者が、上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日以後において、株主割当又は優先出資者割当その他本所が適当と認める方法以外の方法(以下「第三者割当等」という。)による新株発行(商法第280条の19第1項の新株引受権の行使による新株発行を除く。以下この条において同じ。)を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当を受けた者との間で、書面により新株の継続所有、譲渡時及び本所からの当該所有状況に係る照会時の本所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の本所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を本所が定めるところにより提出するものとする。</u></p> <p><u>2 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、本所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとする。</u></p>	<p>(第三者割当等による新株発行に関する規制)</p> <p><u>第17条 新規上場申請者が、上場申請日の属する事業年度の初日から上場日の前日までの期間において、株主割当又は優先出資者割当以外の方法(以下「第三者割当等」という。)による新株発行(商法第280条の19第1項の新株引受権の行使による新株発行を除く。以下この条において同じ。)を行っている場合には、本所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 新規上場申請者が、上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日から当該末日までの期間(以下「制限期間」という。)において第三者割当等による新株発行を行っている場合において、当該新規上場申請者、幹事会員その他の証券会社(以下「幹事会員等」という。)及び割当を受けた者の三者が、書面により新株の継続所有及び継続預託、譲渡並びに返還及び再預託時の本所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の本所が必要と認める事項の確約を行っていないときは、本所は上場申請の不受理の措置をとるものとする。</u></p>
<p>(役員等に付与する新株引受権の行使による新株発行に関する規制等)</p> <p><u>第17条の2 新規上場申請者が、上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日から上場日の前日までの期間において商法第280条の19第1項の新株引受権の行使による新株発行(上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日以後に付与された新株引受権に係るものに限る。)を行っている場合には、当該新株について、当該新規上場申請者は、割当を受けた者との間で、</u></p>	<p>(役員等に付与する新株引受権の行使による新株発行に関する規制等)</p> <p><u>第17条の2 新規上場申請者が、上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日から上場日の前日までの期間において商法第280条の19第1項の新株引受権の行使による新株発行を行っている場合に、当該新株について、新規上場申請者、幹事会員等及び割当を受けた者の三者で、書面により前条第2項に規定する事項を内容とする確約を行っていないときには、本所は</u></p>

書面により前条第1項に規定する事項について確約を行うものとし、当該書面を本所が定めるところにより提出するものとする。

2 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、本所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとする。

3 新規上場申請者は、上場申請日において行使されていない商法第280条の19第1項の新株引受権（上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日以後に付与された新株引受権であって、上場申請日の前日までの間に行使された新株引受権に係る株主総会決議に基づく新株引受権を除いたものをいう。）がある場合又は上場申請日の後に商法第280条の19第1項の新株引受権の付与を行っている場合には、本所が定めるところにより通知するものとする。

（所有に関する規制）

第18条 第三者割当等による新株の割当を受けた者が、第17条第1項又は前条第1項に規定する確約に基づく所有を現に行っていない場合には、本所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとする。ただし、本所が正当な理由があるものとして認める場合は、この限りでない。

2 新規上場申請者は、第三者割当等による新株の割当を受けた者が第17条第1項又は前条第1項に規定する確約に定める期間内において当該新株の譲渡を行った場合には、必要な事項を記載した書面を本所に提出するものとし、当該書面を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

3 新規上場申請者は、第三者割当等による新株の割当を受けた者の当該新株の所有状況に関して本所から照会を受けた場合には、当該新株の

上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとする。

2 新規上場申請者は、前項の新株発行については、本所が定めるところに従い、本所に通知しなければならない。

3 新規上場申請者は、上場申請日において行使されていない商法第280条の19第1項の新株引受権（上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日から上場申請日の前日までの間に行使された新株引受権に係る株主総会決議に基づく新株引受権を除く。）がある場合には、本所が定めるところに従い、本所に通知しなければならない。

（所有及び預託に関する規制）

第18条 第三者割当等による新株の割当を受けた者が、第17条第2項又は前条第1項に規定する確約に基づく所有及び預託を現に行っていない場合には、本所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとする。ただし、本所が正当な理由があるものとして認める場合は、この限りでない。

2 新規上場申請者は、第三者割当等による新株の割当を受けた者が第17条第2項又は前条第1項に規定する確約に定める期間内において当該新株の譲渡を行った場合又は返還を受けた場合若しくは再預託を行った場合には、必要な事項を記載した書面を本所に提出するものとし、当該書面を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

（新設）

所有状況に係る報告を本所に行うものとする。

(第三者割当等による新株発行等に関する規定の準用)

第19条 第17条及び前条の規定は、上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日以後において第三者割当等による転換社債又は新株引受権付社債(次条に規定する新株引受権付社債を除く。)の発行を行っている場合について準用する。

(削る)

(報酬として譲り受けた新株引受権証券の所有に関する規制)

第20条 新規上場申請者が、その役員又は従業員その他の本所が定める者であって、かつ、本所が適当と認めるもの(以下「役員又は従業員等」という。)に報酬として新株引受権証券を譲渡する目的で発行した新株引受権付社債(上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日

(第三者割当等による新株発行等に関する規定の準用)

第19条 第17条及び前条の規定は、上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日から上場日の前日までの期間における第三者割当等による転換社債又は新株引受権付社債(第20条の2に規定する新株引受権付社債を除く。次条において同じ。)の発行について準用する。

(上場前の転換社債の転換等)

第20条 新規上場申請者が上場申請日の直前事業年度の末日以前に発行するすべての転換社債又は新株引受権付社債について、上場申請日の直前事業年度の末日までに転換又は新株引受権の行使により新株発行が行われていない場合には、本所は上場申請の不受理の措置とするものとする。ただし、本所が適当と認める場合は、この限りでない。

2 第17条第2項及び第18条の規定は、制限期間における転換社債又は新株引受権付社債の転換又は新株引受権の行使による新株発行について準用する。この場合において、これらの規定中「第三者割当等」とあるのは「転換又は新株引受権の行使」と、「割当を受けた者」とあるのは「取得をした者」と読み替えるものとする。

(報酬として譲り受けた新株引受権証券の所有及び預託に関する規制)

第20条の2 新規上場申請者が、その役員又は従業員その他の本所が定める者であって、かつ、本所が適当と認めるもの(以下「役員又は従業員等」という。)に報酬として新株引受権証券を譲渡する目的で発行した新株引受権付社債であって、その新株引受権証券が次の各号に適合

後に発行されたものに限る。)であって、その新株引受権証券が次の各号に適合し、かつ、本所が定めるところにより本所が必要と認める書面が本所に提出されている新株引受権付社債(当該新株引受権付社債の新株引受権証券について、第2号の確約が行われている部分に限る。)の新株引受権証券については、第18条第1項本文の規定を準用する。この場合において、第18条第1項中「第三者割当等による新株の割当を受けた者」とあるのは「第20条の規定の適用を受ける新株引受権証券を新規上場申請者から譲り受けた役員又は従業員等」と、「第17条第1項又は前条第1項」とあるのは「第20条第2号」と、「所有を現に行っていない場合」とあるのは「所有を現に行っていない場合(本所が適当と認める場合を除く。)」と読み替えるものとする。

(1) (略)

(2) 新規上場申請者が前号の規定により役員又は従業員等に譲渡した新株引受権証券について、新規上場申請者と前号の規定により新株引受権証券を譲り受けた役員又は従業員等との間で、書面により第17条第1項に規定する事項(報告内容の公衆縦覧に係る部分を除く。)を内容とする確約を行っていること。

し、かつ、本所が定める日までに本所が必要と認める書面が本所に提出されている新株引受権付社債(当該新株引受権付社債の新株引受権証券について、第2号の確約が行われている部分に限る。)の新株引受権証券については、第18条第1項本文の規定を準用する。この場合において、第18条第1項中「第三者割当等による新株の割当を受けた者」とあるのは「第20条の2の規定の適用を受ける新株引受権証券を新規上場申請者から譲り受けた役員又は従業員等」と、「第17条第2項又は前条第1項」とあるのは「第20条の2第2号」と、「所有及び預託を現に行っていない場合」とあるのは「所有及び預託を現に行っていない場合(本所が適当と認める場合を除く。)」と読み替えるものとする。

(1) (略)

(2) 新規上場申請者が前号の規定により役員又は従業員等に譲渡した新株引受権証券(上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日の前日までに、当該役員又は従業員等が当該新株引受権を譲渡した場合の当該譲渡及び当該新株引受権証券の新株引受権を行使した場合の当該行使に係る新株引受権証券並びに上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日において、当該役員又は従業員等が新規上場申請者の役員又は従業員等のいずれでもない場合における当該役員又は従業員等であった者の所有する新株引受権証券を除く。)について、新規上場申請者と前号の規定により新株引受権証券を譲り受けた役員又は従業員等との間で、書面により第17条第2項に規定する事項(再預託及び報告内容の公衆縦覧に係る部分を除く。)を内容とする確約を行っていること。

(報酬として譲り受けた新株引受権証券の新株引受権を行使して取得した新株に関する規制)

第20条の2 第17条の2(第3項を除く。)

及び第18条の規定は、上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日から上場日の前日までの期間において第20条の規定の適用を受ける新株引受権証券の新株引受権の行使による新株発行について準用する。

第20条の3 (略)

第20条の4 (略)

平成9年6月1日改正付則

(略)

(削る)

(報酬として譲り受けた新株引受権証券の新株引受権を行使して取得した新株に関する規制)

第20条の3 第17条の2(第3項を除く。)

及び第18条の規定は、上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日から上場日の前日までの期間において第20条の2の規定の適用を受ける新株引受権証券の新株引受権の行使による新株発行について準用する。

第20条の4 (略)

第20条の5 (略)

平成9年6月1日改正付則

1 (略)

2 第17条の2の改正規定の適用については、同条中「商法第280条の19第1項の新株引受権の行使による」とあるのは、平成9年6月1日から同年9月30日までの間は、「特定新規事業実施円滑化臨時措置法(平成元年法律第59条)第8条第1項又は特定通信・放送開発事業実施円滑化法(平成2年法律第35号)第8条第1項の規定による決議に基づき」と、平成9年10月1日から平成10年3月31日までの間は、「商法第280条の19第1項の新株引受権の行使により又は特定新規事業実施円滑化臨時措置法(平成元年法律第59号)第8条第1項若しくは特定通信・放送開発事業実施円滑化法(平成2年法律第35号)第8条第1項の規定による決議に基づき」と、平成10年4月1日から当分の間は、「商法第280条の19第1項の新株引受権の行使により又は商法の一部を改正する法律(平成9年法律第56号)附則第9条若しくは第11条の規定による改正

(削る)

前の特定新規事業実施円滑化臨時措置法（平成元年法律第59号）第8条第1項若しくは改正前の特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成2年法律第35号）第8条第1項の規定による決議に基づき」と読み替える。

3 特定新規事業実施円滑化臨時措置法（平成元年法律第59号。以下「新規事業法」という。）第8条第1項若しくは特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成2年法律第35号。以下「通信・放送事業法」という。）第8条第1項の規定による決議又は商法の一部を改正する法律（平成9年法律第56号）附則第9条若しくは第11条の規定による改正前の新規事業法第8条第1項若しくは改正前の通信・放送事業法第8条第1項の規定による決議については、改正前の第17条の2第3項の規定は、この改正規定施行後も、なおその効力を有する。この場合において、改正前の第17条の2第3項中「新規事業法第8条第1項の規定による決議」及び「同項の規定による決議」とあるのは「特定新規事業実施円滑化臨時措置法（平成元年法律第59号。以下「新規事業法」という。）第8条第1項若しくは特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成2年法律第35号。以下「通信・放送事業法」という。）第8条第1項の規定による決議又は商法の一部を改正する法律（平成9年法律第56号）附則第9条若しくは第11条の規定による改正前の新規事業法第8条第1項若しくは改正前の通信・放送事業法第8条第1項の規定による決議」と、「規制期間の初日」とあるのは「上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日」と読み替える。

付 則

1 この改正規定は、平成13年9月4日から施

行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。

2 前項の規定にかかわらず、この改正規定施行の際、現に上場申請を行っている新規上場申請者が、この改正規定施行の日以後に新株、転換社債券又は新株引受権付社債の発行を行う場合には、改正後の規定を適用する。

3 この改正規定施行の日から当分の間、改正後の第17条の2の規定の適用については、同条第1項中「商法第280条の19第1項の新株引受権の行使による」とあるのは、「商法第280条の19第1項の新株引受権の行使により又は商法の一部を改正する法律（平成9年法律第56号）附則第9条若しくは第11条の規定による改正前の特定新規事業実施円滑化臨時措置法（平成元年法律第59号。以下「新規事業法」という。）第8条第1項若しくは改正前の特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成2年法律第35号。以下「通信・放送事業法」という。）第8条第1項の規定による決議（以下「改正前の新規事業法等の規定による決議」という。）に基づき」と、「付与された新株引受権」とあるのは「付与された新株引受権又は改正前の新規事業法等の規定による決議」と、同条第3項中「商法第280条の19第1項の新株引受権」とあるのは「商法第280条の19第1項の新株引受権又は上場申請日以後において効力を有する改正前の新規事業法等の規定による決議」と、「付与された新株引受権」とあるのは「付与された新株引受権又は上場日の直前事業年度の末日の1年前の日以後に行われた改正前の新規事業法等の規定による決議」と、「株主総会決議に基づく新株引受権」とあるのは「株主総会決議に基づく新株引受権又は改正前の新規事業法等の規定による決議に基づき新株発行を行った場合の当該決議」と、「付与を

行っている場合」とあるのは「付与を行っている場合、改正前の新規事業法等の規定による決議がなされた場合又は改正前の新規事業法の規定による決議が失効した場合」とする。

上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(これらに準じる者の定義)</p> <p><u>第1条の2 上場前公募等規則第1条に規定する「これらに準じる者として本所が定める者」とは、次の各号に掲げる者をいう。</u></p> <p>(1) <u>株券上場審査基準第4条第3項又は第6条第2項の規定の適用を受ける新規上場申請者</u></p> <p>(2) <u>本邦以外の地域の証券取引所又は組織された店頭市場(以下「外国の証券取引所等」という。)において上場又は継続的に取引されている内国株券の発行者</u></p> <p>(3) <u>上場会社、国内の他の証券取引所に上場されている株券の発行者、日本証券業協会に登録されている株券の発行者又は外国の証券取引所等において上場若しくは継続的に取引されている内国株券の発行者の人的分割によりその営業を承継する会社(当該承継する営業が新規上場申請者の営業の主体となる場合に限る。)であって、当該分割前に上場申請を行う場合の新規上場申請者</u></p> <p>(第三者割当等による新株発行に関する規制の取扱い)</p> <p><u>第15条 上場前公募等規則第17条第1項に規定する「その他本所が適当と認める方法」とは、日本証券業協会が定める規則により当該証券業協会が売買内容を発表する対象となる株券に係る公募であって、当該証券業協会が定める規則により証券会社が不特定多数の者を対象に配分する方法により行う場合の当該公募をいうものとする。</u></p> <p><u>2 上場前公募等規則第17条第1項に規定する「新株発行を行っている」かどうかの認定は、新株発行の効力発生日を基準として行うものとする。</u></p>	<p>(これらに準じる者の定義)</p> <p><u>第1条の2 上場前公募等規則第1条に規定する「これらに準じる者として本所が定める者」とは、株券上場審査基準第4条第3項又は第6条第2項の規定の適用を受ける新規上場申請者及び上場会社又は国内の他の証券取引所に上場されている株券の発行者若しくは日本証券業協会に登録されている株券の発行者の人的分割によりその営業を承継する会社(当該承継する営業が新規上場申請者の営業の主体となる場合に限る。)であって、当該分割前に上場申請を行う場合の新規上場申請者をいうものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(第三者割当等による新株発行に関する規制の取扱い)</p> <p><u>第15条 上場前公募等規則第17条に規定する「新株発行を行っている」かどうかの認定は、新株発行の効力発生日を基準として行うものとする。</u></p>

る。

3 上場前公募等規則第17条第1項に規定する「新株の継続所有、譲渡時及び本所からの当該所有状況に係る照会時の本所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の本所が必要と認める事項」とは、次の各号に掲げる事項をいうものとする。

(1) 割当を受けた者は、割当を受けた新株（以下「割当新株」という。）を、原則として、新株発行の効力発生日から上場日以後6か月間を経過する日（当該日において新株発行の効力発生日以後1年間を経過していない場合には、新株発行の効力発生日以後1年間を経過する日）まで所有すること。この場合において、割当新株について株式分割又は他の種類の株式への転換が行われたときには、当該株式分割又は他の種類の株式への転換により取得した株式（以下「取得株式」という。）についても同日まで所有すること。

(2) 割当を受けた者は、割当新株又は取得株式の譲渡を行う場合には、あらかじめ新規上場申請者に書面により通知するとともに、事後において新規上場申請者にその内容を報告すること。

(削る)

(3) 新規上場申請者は、割当を受けた者が割当新株又は取得株式の譲渡を行った場合には当該譲渡を行った者及び譲渡を受けた者の氏名及び住所、株式数、日付、価格並びに理由その他必要な事項を記載した書面を、当該譲渡が上場申請日前に行われたときには上場申請のときに、上場申請日以後に行われたと

る。

2 上場前公募等規則第17条第2項に規定する「新株の継続所有及び継続預託、譲渡並びに返還及び再預託時の本所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の本所が必要と認める事項」とは、次の各号に掲げる事項をいうものとする。

(1) 割当を受けた者は、割当を受けた新株（以下「割当新株」という。）を、原則として、新株発行の効力発生日から上場日以後6か月間を経過する日（当該日において新株発行の効力発生日以後1年間を経過していない場合には、新株発行の効力発生日以後1年間を経過する日）まで所有し、かつ、幹事会員等に預託すること。

(2) 割当を受けた者は、割当新株の譲渡を行う場合又は返還を受ける場合若しくは再預託を行う場合には、あらかじめ新規上場申請者に書面により通知するとともに、事後において新規上場申請者にその内容を報告すること。

(3) 幹事会員等は、預託された割当新株の返還請求を受けた場合又は返還を行った場合若しくは再預託を受けた場合には、直ちにその内容を新規上場申請者に報告すること。

(4) 新規上場申請者は、割当を受けた者が割当新株の譲渡を行った場合には当該譲渡を行った者及び譲渡を受けた者の氏名及び住所、株式数、日付、価格並びに理由その他必要な事項を記載した書面を、返還を受けた場合には当該返還を受けた者の氏名及び住所、株式数、日付並びに理由その他必要な事項を

きには譲渡後直ちに、本所に提出すること。

(4) 新規上場申請者は、割当新株又は取得株式の所有状況に関し本所が必要と認めて照会を行った場合には、必要に応じて割当を受けた者に対し割当新株又は取得株式の所有状況に係る確認を行った上で、遅滞なく割当新株又は取得株式の所有状況を本所に報告すること。

(5) 割当を受けた者は、新規上場申請者から前号に規定する割当新株又は取得株式の所有状況に係る確認を受けた場合には、直ちにその内容を新規上場申請者に報告すること。

(6) 割当を受けた者は、上場前公募等規則第17条第1項に規定する書面に記載する本項各号に掲げる内容及び割当新株又は取得株式の譲渡を行った場合にはその内容が、公衆縦覧に供されることに同意すること。

(7) (略)

(削る)

記載した書面を、再預託を行った場合には、当該再預託を行った者及び再預託を受けた者の氏名及び住所、株式数、日付並びに理由(担保に係る再預託の場合には、担保供出の理由を含む。)その他必要な事項を記載した書面を、当該譲渡又は返還若しくは再預託が上場申請日前に行われたときには上場申請のときに、上場申請日以後に行われたときには譲渡又は返還若しくは再預託後直ちに、本所に提出すること。

(新設)

(新設)

(5) 割当を受けた者は、上場前公募等規則第17条第2項に規定する書面に記載する本項各号に掲げる内容及び割当新株の譲渡を行った場合又は返還を受けた場合若しくは再預託を行った場合にはその内容が、公衆縦覧に供されることに同意すること。

(6) (略)

3 次の各号のいずれかに該当する場合には、前項各号に掲げる事項のうち継続預託に関する部分を除外することができる。

(1) 割当を受けた者が銀行又は保険会社である場合(本所の請求により、割当を受けた者が割当を受けた株券の提示及び保管の証明を行うことができる場合に限る。)

(2) 前号に掲げる場合に準じて継続所有の

4 上場前公募等規則第17条第1項に規定する「本所が定めるところにより」とは、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 上場申請日前に同条の新株発行を行っている場合

上場申請日に提出するものとする。

(2) 上場申請日以後に同条の新株発行を行っている場合

当該新株発行後遅滞なく提出するものとする。ただし本所が上場を承認する日の前日を超えてはならない。

(役員等に付与する新株引受権の行使による新株発行に関する規制等の取扱い)

第15条の2 前条第2項の規定は、上場前公募等規則第17条の2第1項に規定する「新株発行を行っている」かどうかの認定について準用する。

2 前条第3項の規定は、上場前公募等規則第17条の2第1項に規定する「前条第1項に規定する事項」について準用する。この場合において、前条第3項第1号中「上場日以後6か月間を経過する日(当該日において新株発行の効力発生日以後1年間を経過していない場合には、新株発行の効力発生日以後1年間を経過する日)まで」とあるのは「上場日の前日まで」と読み替えるものとする。

3 上場前公募等規則第17条の2第1項に規定する「本所が定めるところにより」とは、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 上場申請日前に同項の新株発行を行っている場合

上場申請日に提出するものとする。

(2) 上場申請日以後に同項の新株発行を行っ

確約の履行が確保されると認められる場合

4 新規上場申請者は、制限期間において第三者割当等による新株発行を行っている場合には、上場前公募等規則第17条第2項に規定する確約を証する書面(継続預託を証する書面を含む。)を上場申請日に本所に提出するものとする。

(役員等に付与する新株引受権の行使による新株発行に関する規制等の取扱い)

第15条の2 前条第1項の規定は、上場前公募等規則第17条の2第1項に規定する「新株発行を行っている」かどうかの認定について準用する。

2 前条第2項及び第3項(第1号を除く。)の規定は、上場前公募等規則第17条の2第1項に規定する「前条第2項に規定する事項」について準用する。この場合において、前条第2項第1号中「上場日以後6か月間を経過する日(当該日において新株発行の効力発生日以後1年間を経過していない場合には、新株発行の効力発生日以後1年間を経過する日)まで」とあるのは「上場日の前日まで」と読み替えるものとする。

3 新規上場申請者は、上場申請日前に行った上場前公募等規則第17条の2第1項の新株発行については、上場申請日に次の各号に掲げる書面を、上場申請日以後に行った同項の新株発行については、当該新株発行後遅滞なく第1号に掲げる書面を、本所に提出することにより通知するものとする。

ている場合

当該新株発行後遅滞なく提出するものとする。ただし、上場日の前日を超えてはならない。

4 前項第1号の場合には、上場前公募等規則第17条の2第1項の規定により提出する書面に次の各号に掲げる書面を添付するものとする。

(1) 新株引受権の付与に係る株主総会及びその付与に関する取締役会の決議内容を証する書面

(2) 新規上場申請者と前号の株主総会決議により新株引受権を付与される者との新株引受権の付与に関する契約内容を証する書面

5 上場前公募等規則第17条の2第3項に規定する通知は、次の各号に掲げる書面を、本所に提出することにより行うものとする。

(1)・(2) (略)

6 前項の書面の提出は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 上場申請日において上場前公募等規則第17条の2第3項の新株引受権がある場合
上場申請日に提出するものとする。

(2) 上場申請日の後に上場前公募等規則第17条の2第3項の新株引受権の付与を行っている場合

当該新株引受権付与後遅滞なく提出するものとする。ただし本所が上場を承認する日の前日を超えてはならない。

(所有に関する規制の取扱い)

第16条 上場前公募等規則第18条第1項ただ

(1) 上場前公募等規則第17条の2第1項に規定する確約を証する書面

(2) 新株引受権の付与に係る株主総会及びその付与に関する取締役会の決議内容を証する書面

(3) 新規上場申請者と前号の株主総会決議により新株引受権を付与される者との新株引受権の付与に関する契約内容を証する書面

(新設)

4 新規上場申請者は、上場前公募等規則第17条の2第3項の場合には、上場申請日に次の各号に掲げる書面を、本所に提出することにより通知するものとする。

(1)・(2) (略)

(新設)

(所有及び預託に関する規制の取扱い)

第16条 上場前公募等規則第18条第1項ただ

し書に規定する「本所が正当な理由があるものとして認める場合」とは、次の各号のいずれかに該当する場合であって、かつ、所有を行っていないことが適当であると認められるものをいうものとする。

(1) 割当を受けた者がその経営の著しい不振により割当新株又は取得株式の譲渡を行う場合

(2) (略)

2 上場前公募等規則第18条第2項に規定する書面は、当該第三者割当等による割当新株又は取得株式の譲渡が上場申請日前に行われた場合には上場申請日に、上場申請日以後に行われた場合には譲渡後直ちに、本所に提出するものとする。

3 上場前公募等規則第18条第3項に規定する報告は、新規上場申請者が必要に応じて割当を受けた者に対し割当新株又は取得株式の所有状況に係る確認を行った上で、遅滞なく本所に報告するものとする。

4 新規上場申請者は、上場会社となった後においても、確約に定める期間内にあつては、上場前公募等規則第18条第2項及び第3項の規定の適用を受けるものとする。

(第三者割当等による転換社債の発行等に関する規制の取扱い)

第18条 上場前公募等規則第19条において準用する同第17条第1項に規定する「転換社債又は新株引受権付社債の発行を行っている」かどうかの認定は、払込期日を基準として行うものとする。

2 第15条第3項の規定は、上場前公募等規則第19条において準用する同第17条第1項に規定する「転換社債券、新株引受権付社債券又は新株引受権証券の継続所有、譲渡時及び本所

し書に規定する「本所が正当な理由があるものとして認める場合」とは、次の各号のいずれかに該当する場合であって、かつ、所有又は預託を行っていないことが適当であると認められるものをいうものとする。

(1) 割当を受けた者がその経営の著しい不振により割当新株の譲渡を行う場合

(2) (略)

2 上場前公募等規則第18条第2項に規定する書面は、当該第三者割当等による割当新株の譲渡又は返還若しくは再預託が上場申請日前に行われた場合には上場申請日に、上場申請日以後に行われた場合には譲渡又は返還若しくは再預託後直ちに、本所に提出するものとする。

(新設)

3 新規上場申請者は、上場会社となった後においても、確約に定める期間内にあつては、上場前公募等規則第18条第2項の規定の適用を受けるものとする。

(第三者割当等による転換社債の発行等に関する規制の取扱い)

第18条 上場前公募等規則第19条において準用する同第17条に規定する「転換社債又は新株引受権付社債の発行を行っている」かどうかの認定は、払込期日を基準として行うものとする。

2 第15条第2項及び第3項の規定は、上場前公募等規則第19条において準用する同第17条第2項に規定する「転換社債券、新株引受権付社債券又は新株引受権証券の継続所有及び継

からの当該所有状況に係る照会時の本所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の本所が必要と認める事項」について準用する。この場合において、第15条第3項第1号中「割当を受けた新株（以下「割当新株」という。）」とあるのは「割当を受けた転換社債券、新株引受権付社債券及び新株引受権証券（以下「割当転換社債券等」という。）」と、「新株発行の効力発生日」とあるのは「転換社債又は新株引受権付社債の発行に係る払込期日」と、「上場日以後6か月間を経過する日（当該日において新株発行の効力発生日以後1年間を経過していない場合には、新株発行の効力発生日以後1年間を経過する日）まで」とあるのは「上場日以後6か月間を経過する日（当該日において転換社債又は新株引受権付社債の発行に係る払込期日以後1年間を経過していない場合には、転換社債又は新株引受権付社債の発行に係る払込期日以後1年間を経過する日）まで」と、「割当新株について株式分割又は他の種類の株式への転換が行われたときには、当該株式分割又は他の種類の株式への転換により取得した株式（以下「取得新株」という。）」とあるのは「割当転換社債券等について転換又は新株引受権の行使（以下「転換等」という。）が行われたときには、当該転換等により取得した株式及び当該株式の株式分割又は他の種類の株式への転換により取得した株式（以下「取得株式」という。）」と読み替えるものとする。

3 第15条第4項の規定は、上場前公募等規則第19条において準用する同第17条第1項に規定する「本所が定めるところにより提出する」場合について準用する。この場合において、第15条第4項中「新株発行」とあるのは「転換社債又は新株引受権付社債の発行」と読み替えるものとする。

続預託、譲渡並びに返還及び再預託時の本所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の本所が必要と認める事項」について準用する。この場合において、第15条第2項第1号中「割当を受けた新株（以下「割当新株」という。）」とあるのは「割当を受けた転換社債券、新株引受権付社債券及び新株引受権証券（以下「割当転換社債券等」という。）」と、「新株発行」とあるのは「転換社債又は新株引受権付社債の発行」と、「上場日以後6か月間を経過する日（当該日において新株発行の効力発生日以後1年間を経過していない場合には、新株発行の効力発生日以後1年間を経過する日）まで」とあるのは「転換又は新株引受権の行使を行う日まで」と読み替えるものとする。

3 新規上場申請者は、制限期間において第三者割当等による転換社債又は新株引受権付社債の発行を行っている場合には、上場前公募等規則第19条において準用する同第17条第2項に規定する確約を証する書面を上場申請日に本所に提出するものとする。

4 第16条第1項の規定は、上場前公募等規則第19条において準用する同第18条第1項ただし書に規定する「本所が正当な理由があるものとして認める場合」について準用する。この場合において、第16条第1項第1号中「割当新株又は取得株式」とあるのは「割当転換社債券等、当該割当転換社債券等の転換若しくは新株引受権の行使により取得した株式又は当該株式の株式分割若しくは他の種類の株式への転換により取得した株式」と読み替えるものとする。

5 第16条第2項の規定は、上場前公募等規則第19条において準用する同第18条第2項に規定する書面について準用する。この場合において、第16条第2項中「割当新株又は取得株式」とあるのは「割当転換社債券等、当該割当転換社債券等の転換若しくは新株引受権の行使により取得した株式又は当該株式の株式分割若しくは他の種類の株式への転換により取得した株式」と読み替えるものとする。

6 第16条第3項の規定は、上場前公募等規則第19条において準用する同第18条第3項に規定する報告について準用する。この場合において、第16条第3項中「割当新株又は取得株式」とあるのは「割当転換社債券等、当該割当転換社債券等の転換若しくは新株引受権の行使により取得した株式又は当該株式の株式分割若しくは他の種類の株式への転換により取得した株式」と読み替えるものとする。

7 新規上場申請者は、上場会社となった後においても、確約に定める期間内にあつては、上場前公募等規則第19条において準用する同第18条第2項及び第3項の規定の適用を受けるものとする。

(削る)

4 第16条第1項の規定は、上場前公募等規則第19条において準用する同第18条第1項ただし書に規定する「本所が正当な理由があるものとして認める場合」について準用する。この場合において、第16条第1項第1号中「割当新株」とあるのは「割当転換社債券等」と読み替えるものとする。

5 第16条第2項の規定は、上場前公募等規則第19条において準用する同第18条第2項に規定する書面について準用する。この場合において、第16条第2項中「割当新株」とあるのは「割当転換社債券等」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

(上場前の転換社債の転換等の取扱い)

第19条 上場前公募等規則第20条第1項た

し書に規定する「本所が適当と認める場合」とは、上場申請日の直前事業年度の末日において次の各号のいずれかに該当する場合をいうものとする。

(1) すべての転換社債について、転換請求期間が終了(最終償還期限を繰り上げて償還することにより転換請求期間が終了する場合を含む。)している場合。

(2) すべての新株引受権付社債について、新株引受権の行使請求期間が終了(最終償還期限を繰り上げて償還することにより行使請求期間が終了する場合も含む。)し又は新株引受権がその他の適正な手続きにより失効している場合

2 上場前公募等規則第20条第2項において準用する同第17条第2項に規定する「新株発行を行っている」かどうかの認定は、転換又は新株引受権の行使による新株発行の効力発生日を基準として行う。

3 第15条第2項及び第3項の規定は、上場前公募等規則第20条第2項において準用する同第17条第2項に規定する「新株の継続所有及び継続預託、譲渡並びに返還及び再預託時の本所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の本所が必要と認める事項」について準用する。この場合において、第15条第2項及び第3項中「割当を受けた者」とあるのは「取得をした者」と、同条第2項第1号中「割当を受けた新株(以下「割当新株」という。）」とあるのは「転換又は新株引受権の行使により取得した新株(以下「取得新株」という。）」と、同条第3項中「割当を受けた新株」とあるのは「取得した新株」と読み替えるものとする。

4 新規上場申請者は、制限期間において転換又は新株引受権の行使による新株発行を行っている場合には、上場前公募等規則第20条第2項

(報酬として譲り受けた新株引受権証券の所有に関する規制の取扱い)

第19条 上場前公募等規則第20条に規定する「本所が定める者」は、次の各号に掲げるものをいう。

(1)・(2) (略)

2 上場前公募等規則第20条の報酬としての譲渡には、役員又は従業員等に新株引受権証券の譲渡価格に相当する額の金銭を支給し、当該役員又は従業員等に新株引受権証券を有償で譲り渡す場合その他の有償で譲り渡す場合を含むものとする。

3 上場前公募等規則第20条に規定する「本所が定めるところにより」とは、次の各号に定めると

において準用する同第17条第2項に規定する確約を証する書面を上場申請日に本所に提出するものとする。

5 第16条第1項の規定は、上場前公募等規則第20条第2項において準用する同第18条第1項ただし書に規定する「本所が正当な理由があるものとして認める場合」について準用する。
この場合において第16条第1項中「割当を受けた者」とあるのは「取得した者」と、「割当新株」とあるのは「取得新株」と読み替えるものとする。

6 第16条第2項の規定は、上場前公募等規則第20条第2項において準用する同第18条第2項に規定する書面について準用する。
この場合において、第16条第2項中「割当新株」とあるのは「取得新株」と読み替えるものとする。

7 新規上場申請者は、上場会社となった後においても、確約に定める期間内にあっては、上場前公募等規則第20条第2項において準用する同第18条第2項の規定の適用を受けるものとする。

(報酬として譲り受けた新株引受権証券の所有及び預託に関する規制の取扱い)

第19条の2 上場前公募等規則第20条の2に規定する「本所が定める者」は、次の各号に掲げる者をいうものとする。

(1)・(2) (略)

2 上場前公募等規則第20条の2の報酬としての譲渡には、役員又は従業員等に新株引受権証券の譲渡価格に相当する額の金銭を支給し、当該役員又は従業員等に新株引受権証券を有償で譲り渡す場合その他の有償で譲り渡す場合を含むものとする。

3 上場前公募等規則第20条の2に規定する「本所が定める日」とは、上場申請日をいうも

ころによるものとする。

(1) 上場申請日前において上場前公募等規則第 2 0 条の新株引受権付社債の発行を行っている場合

上場申請日に提出するものとする。

(2) 上場申請日の後に上場前公募等規則第 2 0 条の新株引受権付社債の発行を行っている場合

当該新株引受権付社債発行後遅滞なく提出するものとする。ただし、本所が上場を承認する日の前日を超えてはならない。

4 上場前公募等規則第 2 0 条に規定する「本所が必要と認める書面」とは、次の各号に掲げる書面をいうものとする。

(1) 上場前公募等規則第 2 0 条第 2 号に規定する確約を証する書面

(2) ・ (3) (略)

5 上場前公募等規則第 2 0 条において準用する同第 1 8 条第 1 項本文に規定する「本所が適当と認める場合」とは、確約に基づく所有を行っていた者が当該確約の対象となっている新株引受権証券を譲渡した後、新規上場申請者が当該譲渡に係る新株引受権証券の新株引受権を速やかに適正な手続きにより失効させており、かつ、当該新株引受権証券の新株引受権の行使による新株発行が行われていない場合をいう。

6 第 1 5 条第 3 項 (第 2 号を除く。) の規定は、上場前公募等規則第 2 0 条第 2 号に規定する「第 1 7 条第 1 項に規定する事項 (報告内容の公衆縦覧に係る部分を除く。) 」について準用する。この場合において、第 1 5 条第 3 項第 1 号中「割当を受けた新株 (以下「割当新株」という。) 」とあるのは「上場前公募等規則第 2 0 条の規定の適用を受ける新株引受権証券 (以

のとする。

4 上場前公募等規則第 2 0 条の 2 に規定する「本所が必要と認める書面」とは、次の各号に掲げる書面をいうものとする。

(1) 上場前公募等規則第 2 0 条の 2 第 2 号に規定する確約を証する書面

(2) ・ (3) (略)

5 上場前公募等規則第 2 0 条の 2 において準用する同第 1 8 条第 1 項本文に規定する「本所が適当と認める場合」とは、確約に基づく所有及び預託を行っていた者が当該確約の対象となっている新株引受権証券の返還を受けた後又は当該新株引受権証券を譲渡した後、新規上場申請者が当該返還又は譲渡に係る新株引受権証券の新株引受権を速やかに適正な手続きにより失効させており、かつ、当該新株引受権証券の新株引受権の行使による新株発行が行われていない場合をいう。

6 第 1 5 条第 2 項 (第 2 号及び第 3 号を除く。) 及び第 3 項 (第 1 号を除く。) の規定は、上場前公募等規則第 2 0 条の 2 第 2 号に規定する「第 1 7 条第 2 項に規定する事項 (再預託及び報告内容の公衆縦覧に係る部分を除く。) 」について準用する。この場合において、第 1 5 条第 2 項第 1 号中「割当を受けた新株 (以下「割当新株」という。) 」とあるのは「上場前公募

下「報酬として譲り受けた新株引受権証券」という。）」と、「新株発行の効力発生日」とあるのは「新株引受権証券の譲受け日」と、「上場日以後6か月間を経過する日（当該日において新株発行の効力発生日以後1年間を経過していない場合には、新株発行の効力発生日以後1年間を経過する日）まで所有すること。この場合において、割当新株について株式分割又は他の種類の株式への転換が行われたときには、当該株式分割又は他の種類の株式への転換により取得した株式（以下「取得株式」という。）についても同日まで所有すること。」とあるのは「上場日の前日又は新株引受権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有すること。」と読み替えるものとする。

（報酬として譲り受けた新株引受権証券の新株引受権を行使して取得した新株に関する規則の取扱い）

第19条の2 第15条第2項の規定は、上場前公募等規則第20条の2において準用する同第17条の2第1項に規定する「新株発行を行っている」かどうかの認定について準用する。

2 第15条第3項の規定は、上場前公募等規則第20条の2において準用する同第17条の2第1項に規定する「前条第1項に規定する事項」について準用する。この場合において、第15条第3項中「上場日以後6か月間を経過する日（当該日において新株発行の効力発生日以後1年間を経過していない場合には、新株発行の効力発生日以後1年間を経過する日）まで」とあるのは「上場日の前日まで」と読み替えるものとする。

3 新規上場申請者は、上場申請日前に行った上場前公募等規則第20条の2の規定の適用を受ける新株発行については上場申請日に、上場申

等規則第20条の2の規定の適用を受ける新株引受権証券（以下「報酬として譲り受けた新株引受権証券」という。）」と、「新株発行の効力発生日」とあるのは「新株引受権証券の譲受け日（上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日の前日までに新株引受権証券を譲り受けた場合には、当該上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日）」と、「上場日以後6か月間を経過する日（当該日において新株発行の効力発生日以後1年間を経過していない場合には、新株発行の効力発生日以後1年間を経過する日）まで」とあるのは「上場日の前日又は新株引受権の行使を行う日のいずれか早い日まで」と、「幹事会員等」とあるのは「新規上場申請者」と読み替えるものとする。

（報酬として譲り受けた新株引受権証券の新株引受権を行使して取得した新株に関する規則の取扱い）

第19条の3 第15条第1項の規定は、上場前公募等規則第20条の3において準用する同第17条の2第1項に規定する「新株発行を行っている」かどうかの認定について準用する。

2 第15条第2項及び第3項（第1号を除く。）の規定は、上場前公募等規則第20条の3において準用する同第17条の2第1項に規定する「前条第2項に規定する事項」について準用する。この場合において、第15条第2項中「上場日以後6か月間を経過する日（当該日において新株発行の効力発生日以後1年間を経過していない場合には、新株発行の効力発生日以後1年間を経過する日）まで」とあるのは「上場日の前日まで」と読み替えるものとする。

3 新規上場申請者は、上場申請日前に行った上場前公募等規則第20条の3の規定の適用を受ける新株発行については上場申請日に、上場申

請日以後に行った同条の規定の適用を受ける新株発行については当該新株発行後直ちに、同条において準用する同第17条の2第1項に規定する確約を証する書面を本所に提出しなければならない。

4 第16条第1項の規定は、上場前公募等規則第20条の2において準用する同第18条第1項ただし書きに規定する「本所が正当な理由があるものとして認める場合」について準用する。この場合において、第16条第1項中「割当新株又は取得株式」とあるのは「上場前公募等規則第20条の規定の適用を受ける新株引受権証券の新株引受権を行使して取得した新株又は当該新株の株式分割若しくは他の種類の株式への転換により取得した株式」と読み替えるものとする。

5 第16条第2項の規定は、上場前公募等規則第20条の2において準用する同第18条第2項に規定する書面について準用する。この場合において、第16条第2項中「割当新株又は取得株式」とあるのは「上場前公募等規則第20条の規定の適用を受ける新株引受権証券の新株引受権を行使して取得した新株又は当該新株の株式分割若しくは他の種類の株式への転換により取得した株式」と読み替えるものとする。

6 第16条第3項の規定は、上場前公募等規則第20条の2において準用する同第18条第3項に規定する報告について準用する。この場合において、第16条第3項中「割当新株又は取得株式」とあるのは「上場前公募等規則第20条の規定の適用を受ける新株引受権証券の新株引受権を行使して取得した新株又は当該新株の株式分割若しくは他の種類の株式への転換により取得した株式」と読み替えるものとする。

(第三者割当等による新株等の発行の状況に関する)

請日以後に行った同条の規定の適用を受ける新株発行については当該新株発行後遅滞なく、同条において準用する同第17条の2第1項に規定する確約を証する書面を本所に提出しなければならない。

4 第16条第1項の規定は、上場前公募等規則第20条の3において準用する同第18条第1項ただし書きに規定する「本所が正当な理由があるものとして認める場合」について準用する。この場合において、第16条第1項中「割当新株」とあるのは「上場前公募等規則第20条の2の規定の適用を受ける新株引受権証券の新株引受権を行使して取得した新株」と読み替えるものとする。

5 第16条第2項の規定は、上場前公募等規則第20条の3において準用する同第18条第2項に規定する書面について準用する。この場合において、第16条第2項中「割当新株」とあるのは「上場前公募等規則第20条の2の規定の適用を受ける新株引受権証券の新株引受権を行使して取得した新株」と読み替えるものとする。

(新設)

(第三者割当等による新株等の発行の状況に関する)

る記載の取扱い)

第19条の3 第14条第2項の規定は、上場前公募等規則第20条の3に規定する「本所が適当と認める書類」について準用する。この場合において、第14条第2項中「第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」とあるのは「第2 第三者割当等の概況」と読み替えるものとする。

(第三者割当等による新株等の発行の状況に関する記録の保存等の取扱い)

第19条の4 新規上場申請者は、上場会社となった後においても、上場日から5年間は、上場前公募等規則第20条の4において準用する同第16条の規定の適用を受けるものとする。

(上場前の公募等に関する解釈等)

第20条 上場前の公募等には、上場前公募等規則第15条及び第17条の規定の適用はないものとする。

2 (略)

平成9年6月1日改正付則

(略)

(削る)

る記載の取扱い)

第19条の4 第14条第2項の規定は、上場前公募等規則第20条の4に規定する「本所が適当と認める書類」について準用する。この場合において、第14条第2項中「第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」とあるのは「第2 第三者割当等の概況」と読み替えるものとする。

(第三者割当等による新株等の発行の状況に関する記録の保存等の取扱い)

第19条の5 新規上場申請者は、上場会社となった後においても、上場日から5年間は、上場前公募等規則第20条の5において準用する同第16条の規定の適用を受けるものとする。

(上場前の公募等に関する解釈等)

第20条 上場前の公募等には、上場前公募等規則第15条及び第17条第1項の規定の適用はないものとする。

2 (略)

平成9年6月1日改正付則

1 (略)

2 前項の規定にかかわらず、新規事業法第8条第1項若しくは通信・放送事業法第8条第1項の規定による決議又は商法の一部を改正する法律(平成9年法律第56号)附則第9条若しくは第11条の規定による改正前の新規事業法第8条第1項若しくは改正前の通信・放送事業法第8条第1項の規定による決議については、改正前の第15条の2の規定は、この改正規定施行後も、なおその効力を有する。この場合において、改正前の第15条の2中「規制規則」とあるのは「上場前公募等規則」と、同条第2項

中「第4項及び第5項」とあるのは「第2項及び第3項」と、「前条第2項第3号に掲げる事項」とあるのは「前条第2項に規定する事項」と、「第4項中「上場日以後1年間を経過する日まで」」とあるのは「第2項第1号中「上場日以後6か月間を経過する日（当該日において新株発行の効力発生日以後1年間を経過していない場合には、新株発行の効力発生日以後1年間を経過する日）まで」」と読み替える。

付 則

- 1 この改正規定は、平成13年9月4日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定施行の際、現に上場申請を行っている新規上場申請者が、この改正規定施行の日以後に新株、転換社債又は新株引受権付社債の発行を行う場合は、改正後の規定を適用する。
- 3 この改正規定施行の日から当分の間、改正後の第15条の2の規定の適用については、同条第4項第1号中「新株引受権の付与」とあるのは「新株引受権の付与又は改正前の新規事業法等の規定による決議」と、「その付与」とあるのは「その付与又はその決議」と、同項第2号及び第5項第2号中「付与される者」とあるのは「付与される者又は新株の割当を受ける者とされたもの」と、「新株引受権の付与」とあるのは「新株引受権の付与又は新株発行」と、同条第5項第1号中「新株引受権に係る株主総会」とあるのは「新株引受権に係る株主総会又は第17条の2第3項に規定する上場申請日以後において効力を有する改正前の新規事業法等の規定による決議に係る株主総会及び当該株主総会」と、「証する書面」とあるのは「証する書

面（割当に係る決議が失効している場合には、その失効日及び失効理由を記載した書面を含む。）と、同条第6項第1号中「新株引受権がある場合」とあるのは「新株引受権がある場合、前項第1号の決議がある場合又は同号の決議が失効している場合」と、同条第6項第2号中「付与を行っている場合」とあるのは、「付与を行っている場合、改正前の新規事業法等の規定による決議を行った場合又は改正前の新規事業法等の規定による決議が失効した場合」と、「当該新株引受権付与後」とあるのは「当該新株引受権付与後、改正前の新規事業法等の規定による決議を行った後又は当該株主総会決議が失効した後」とする。

株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2. 第4条（上場審査基準）第1項関係</p> <p>(1) 上場株式数</p> <p>a 新規上場申請者の<u>上場申請に係る株式が単一銘柄であって、かつ、その上場申請に係る株式の数が当該株式の発行済株式数と同数であることを原則とする。</u></p> <p>b 新規上場申請者が<u>上場申請に係る株式に関し、商法第212条の2第1項の規定による定時株主総会の決議を行った場合又は株式の消却に関する商法の特例法第3条第1項に規定する取締役会の決議を行った場合には、上場日において見込まれる上場申請に係る株式の発行済株式総数から当該定時株主総会の決議に基づき取得し、所有する自己株式数及び上場申請日の直前の決算期に関する定時株主総会において商法第212条の2第1項の規定による決議があった場合の当該決議に係る株式数（当該決議に基づき取得した株式数を除く。）並びに株式の消却に関する商法の特例法第3条第1項の規定により取得し、所有する自己株式数及び直前の決算期に関する定時株主総会後に同項の規定による決議があった場合の当該決議に係る株式数（当該決議に基づき取得した株式数を除く。）を減じた株式数を上場株式数とみなして審査を行うものとする。（この取扱いは、第2号に規定する上場株式数について同じ。）この場合において、新規上場申請者は、上場後直ちに上場日における上場株式数を記載した本所所定の通知書を提出するものとする。</u></p> <p>c aの規定にかかわらず、本所が新規上場申請者の<u>上場申請に係る株式の発行済株式のうち、一部に上場に適さない株式がある</u></p>	<p>2. 第4条（上場審査基準）第1項関係</p> <p>(1) 上場株式数</p> <p>a 新規上場申請者の<u>発行する株式が単一銘柄であって、かつ、その上場申請に係る株式数が発行済株式総数と同数であることを原則とする。</u></p> <p>b 新規上場申請者が、商法第212条の2第1項の規定による定時株主総会の決議を行った場合又は株式の消却に関する商法の特例法第3条第1項に規定する取締役会の決議を行った場合には、上場日において見込まれる発行済株式総数から当該定時株主総会の決議に基づき取得し、所有する自己株式数及び上場申請日の直前の決算期に関する定時株主総会において商法第212条の2第1項の規定による決議があった場合の当該決議に係る株式数（当該決議に基づき取得した株式数を除く。）並びに株式の消却に関する商法の特例法第3条第1項の規定により取得し、所有する自己株式数及び直前の決算期に関する定時株主総会後に同項の規定による決議があった場合の当該決議に係る株式数（当該決議に基づき取得した株式数を除く。）を減じた株式数を上場株式数とみなして審査を行うものとする。（この取扱いは、第2号に規定する上場株式数について同じ。）この場合において、新規上場申請者は、上場後直ちに上場日における上場株式数を記載した本所所定の通知書を提出するものとする。</p> <p>c aの規定にかかわらず、本所が新規上場申請者の発行済株式のうち、一部に上場に適さない株式があると認めた場合には、</p>

と認めた場合には、上場に適さない株式を除く発行済株式について上場を認めることができるものとし、この場合における前bの規定の適用に当たっては、当該上場に適さない株式を除く発行済株式の数を前bにおける発行済株式総数とみなすものとする。ただし、上場株式数が第1号に定める数以上であって、かつ、当該株式数が上場申請に係る株式の発行済株式総数の50%以上であることを要するものとする。

5. 第6条(Q-Boardへの上場審査基準)
第1項関係

(1) (略)

(2) 株式の分布状況

a~e (略)

f 新規上場申請者の上場申請に係る株式が、原則として、単一銘柄であり、かつ、その上場申請に係る株式の数が当該株式の発行済株式数と同数であることを要するものとする。ただし、本所が新規上場申請者の上場申請に係る株式の発行済株式のうち、一部に上場に適さない株式があると認めた場合には、上場に適さない株式を除く発行済株式について上場を認めることができるものとし、この場合において、上場株式数が上場申請に係る株式の発行済株式総数の50%以上であることを要するものとする。

g (略)

(3)~(6) (略)

付 則

この改正規定は、平成13年9月4日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。

上場に適さない株式を除く発行済株式について上場を認めることができるものとし、この場合における前bの規定の適用に当たっては、当該上場に適さない株式を除く発行済株式の数を前bにおける発行済株式総数とみなすものとする。ただし、上場株式数が第1号に定める数以上であって、かつ、当該株式数が発行済株式総数の50%以上であることを要するものとする。

5. 第6条(Q-Boardへの上場審査基準)
第1項関係

(1) (略)

(2) 株式の分布状況

a~e (略)

f 新規上場申請者の発行する株式が、原則として、単一銘柄であり、かつ、その上場申請に係る株式数が発行済株式総数と同数であることを要するものとする。ただし、本所が新規上場申請者の発行済株式のうち、一部に上場に適さない株式があると認めた場合には、上場に適さない株式を除く発行済株式について上場を認めることができるものとし、この場合において、上場株式数が発行済株式総数の50%以上であることを要するものとする。

g (略)

(3)~(6) (略)